

仕様書（奥迫川排水機場）

1 施設名

奥迫川排水機場、奥迫川水門

2 施設場所

安佐北区深川五丁目

3 業務目的

本業務は、奥迫川水門及び奥迫川排水機場の機能を常に良好な状態に保ち、降雨時等に雨水を速やかに排水することにより、浸水災害を防ぎ、快適な生活環境を確保することを目的とする。

4 業務対象範囲

本業務は、奥迫川水門及び奥迫川排水機場を運転保守管理するものとする。

なお、業務範囲内の主な施設を下記に示す。

- (1) 主ポンプ
- (2) 吐出弁
- (3) 電源設備
- (4) 系統機器設備
- (5) 監視操作制御装置
- (6) 除塵設備
- (7) ゲート設備（奥迫川水門）
- (8) その他これらに付随する設備等

5 業務内容

業務内容は下記のとおりとする。

- (1) 運転操作監視業務は、奥迫川水門及び奥迫川排水機場の操作、警戒体制時の待機等とし、詳細は別紙「奥迫川排水機場 操作要領」による。
- (2) 保守点検業務は、奥迫川水門及び奥迫川排水機場の点検整備とし、詳細は別紙「奥迫川排水機場 点検整備要領」による。
- (3) その他の業務は、建物内部の清掃等とし、詳細は別紙「奥迫川排水機場 その他の業務に関する要領」による。

6 業務実施にあたっての留意事項

(1) 業務実施日及び実施時間

ア 保守点検業務は、原則として「広島市の休日を守る条例」（平成3年9月26日条例第49号）に規定する本市の休日以外の日とする。保守点検作業は原則として、午前8時30分から午後5時15分までの間に実施するものとする。

イ その他業務は、原則として保守点検業務と同様とするが、運転操作監視業務が必要とされる事態が発生した場合は、その作業を優先して実施するものとする。

(2) 業務体制等

ア 受注者は、下記に掲げる組織体制を整え、業務を実施するものとする。

- (ア) 業務履行時の組織体制
- (イ) 緊急時の連絡体制
- (ウ) その他、必要時の組織体制

イ 受注者は、緊急時に必要な人員を確保しておくこと。

(3) 緊急事態の措置

ア 受注者は、下記に掲げる緊急事態が発生した場合、又は発生する恐れがある場合は、必要な応急処置をとるとともに、本市係員に連絡し、必要に応じて報告書を提出すること。

- (ア) 機械、電気設備の故障及び事故
- (イ) 人身災害
- (ウ) 浸水、火災及び天災
- (エ) 油等の流入
- (オ) その他、ポンプ場施設の運転管理に支障をきたす場合

(4) 注意事項

ア 受注者は、業務実施にあたっては下記項目について注意をすること。

- (ア) 業務の公共性を十分認識し、いかなる場合においても、業務履行に必要な従業員を確保し、業務に支障をきたすことのないように努め、従業員の労働管理、衛生管理等に十分注意すること。
- (イ) 設計図書に基づき、能率的、経済的、且つ安全な業務遂行に努めること。
- (ウ) 業務の履行にあたっては、省エネルギーに努めること。
- (エ) 当該施設を最適に維持するとともに、施設及び機械等が公共施設であることを十分認識し、慎重に取り扱うこと。
- (オ) 当該施設からの臭気及び騒音等による公害防止に努めること。
- (カ) 業務の履行にあたり、業務に適した正しい服装をし、節度あるきびきびした作業を行うこと。
- (キ) 火気を使用する場合は、本市係員の承諾を得ること。また、火気の使用に際しては、必要な防火措置を講ずること。
- (ク) 作業の安全を期するため、下記に掲げる事項について、これを遵守しなければならない。
 - a 安全管理は業務実施計画書で明確にし、受注者の責任において実施すること。
 - b 業務遂行にあたっては、電撃、薬品類、毒性ガス、酸素欠乏、可燃性ガス、危険物等に対し必要な保安対策を施すとともに、適切な業務方法の選択及び従業員の配置を行い、危険防止に努めること。(活線作業は、絶対に行わないこと。)
 - c 別途、本市等が発注する工事及び委託業務等と隣接、交錯する場合は、常に相互協力して、安全管理に支障がないように処置すること。
 - d 業務遂行にあたり、安全管理上の支障が発生した場合には、直ちに応急処置を講じ、且つ速やかに本市係員に連絡すること。
 - e 異常事態発生時は、必ず複数又は緊急時体制表に従って作業し、絶対に1人で作業を行ってはならない。特に夜間の作業は十分注意のこと。
 - f 除塵機周辺及び高所における作業においては、適切な足場を確保して行うとともに、安全帽、安全帯は必ず着用すること。
- (ケ) 関係者以外の場内への立ち入り及び火災等には十分注意し、事故の無いように努めるものとする。

- (コ) 三篠川河川水位、気象情報等については平素から十分注意し、運転操作監視業務に支障が無いように努めること。
 - (カ) 関係各省庁又は近隣住民との交渉が必要となった場合は、本市係員にその内容を報告し、協議するものとする。
- (5) 関係法令の遵守等
- ア 本業務の実施にあたり、受注者は労働安全衛生法等の諸法令及び関係法規を遵守し、円滑な運営をはからなければならない。
 - イ 受注者は、関係法令が定めるところの安全教育等の訓練を実施するとともに、各種従業員研修を積極的に実施し、本市が研修及び防災訓練等を実施した場合は、これに参加すること。

7 報告事項等

- (1) 受注者は、あらかじめ本市に対し、現場責任者及び従業員の氏名を報告するとともに、各種資格者証等の写しを提出して、その承認を得なければならない。なお、現場責任者又は従業員に変更があったときも、また同様とする。
- (2) 広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は、契約締結後速やかに提出して、本市の承認を受けなければならない。なお、委託業務実施計画書の構成は下記によるものとする。
 - ア 組織図(緊急時連絡体制表)
 - イ 年間業務実施計画書
- (3) 月間業務実施計画書は、前月の25日までに提出して、本市の承認を受けなければならない。
- (4) 広島市委託契約約款第12条に定める委託契約実施報告書は、翌月の10日(3月分については、3月31日)までに2部提出し、本市の確認を受けるものとする。なお、報告書は下記の構成によるものとする。
 - ア 運転操作監視業務を実施した場合
 - (ア) 操作記録簿
 - (イ) 水位記録簿
 - (ウ) 奥迫川排水機場施設業務日誌
 - (エ) 奥迫川排水機場運転日報
 - (オ) その他
 - イ 保守点検及びその他の業務を実施した場合
 - (ア) 業務実施報告書(表紙)
 - (イ) 奥迫川水門点検表
 - (ウ) 奥迫川排水機場点検表
 - (エ) その他

8 費用の負担等

(1) 費用の負担

業務を行うために要する費用のうち、次に掲げるものは、受注者において負担する。

- ア 事務用品、報告書等の用紙及び日常的消耗品費
- イ 施設、機器等の点検、保守、簡易な修理に必要な工具類及び消耗品費
- ウ 安全管理器具
- エ 清掃に要する道具類、収納庫及び雑品
- オ その他、受注者が業務履行上必要な費用

(2) 施設等の利用

受注者は、業務履行上必要な施設等(従業員控室等)については、契約期間中無償で使用できるものとする。なお、契約期間終了後は、ただちに原状修復し、本市に明け渡すものとする。

9 その他

- (1) 受注者は、契約締結の日から委託期間の開始する日までに、前任の受注業者からポンプ場施設の特性等について引き継ぎを受けるものとする。また、契約期間が終了するときは、後任の受注業者に同様の引き継ぎを行うものとする。
- (2) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、本市・受注者協議して定めるものとし、その内容については文書にて通知するものとする。

太田川水系三篠川奥迫川水門
及び奥迫川排水機場操作要領

令和5年 4月

中国地方整備局

太田川河川事務所

太田川水系太田川 奥迫川水門及び奥迫川排水機場 操作要領

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 太田川水系三篠川 奥迫川水門（以下「水門」という。）及び奥迫川排水機場（以下「機場」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 水門及び機場（以下「機場等」という。）の操作は、三篠川（以下「本川」という。）の洪水の奥迫川（以下「支川」という。）への逆流を防止すること及び内水による湛水を防除することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 本操作要領において、主な用語の定義は以下による。

- (1) 外水位 本川側の水門量水標（東京湾平均海面（以下「T. P. 」という。）＋17.32メートルを零点とした量水標）の水位。
- (2) 内水位 支川側の水門量水標（T. P. ＋17.32メートルを零点とした量水標）の水位。
- (3) 機側操作 機場等に設置した操作盤において、河川や河川利用、背後地の状況等を目視で確認しながら行う機場等の操作。

(操作の基本方針)

第4条 機場等の操作は、機側操作を主たる操作方法とする。

第2章 機場等警戒体制

(機場等警戒体制の実施)

第5条 太田川河川事務所長（以下「事務所長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、直ちに機場等警戒体制にはいるものとする。

- (1) 洪水により外水位が0.47メートルに達し、更に上昇するおそれがあるとき。
- (2) 太田川について、洪水注意報、洪水警報が発表されたとき
- (3) その他、洪水等により被害が予想されるとき。

(機場等警戒体制における措置)

第6条 事務所長は、機場等警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水において、機場等を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 機場等を操作するために必要な機械、器具等の点検整備を行うこと。
- (3) 機場等の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報を密にすること。
- (4) 第8条第1項(5)により機場のポンプを停止している場合において、堤防、背後地の状況、水防活動の状況等(以下、「現場状況」という。)も踏まえて総合的に勘案し、以下のいずれかの状況において、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、操作員に退避を指示するものとする。
 - ・ 中深川観測所水位が4.39メートルを超え、さらに上昇が見込まれるとき。
 - ・ 現場状況から危険を察知した機側操作員から退避を求められたとき。
- (5) 緊急を要する場合には操作員が事務所長の指示以前に退避できるものとし、退避後速やかに退避場所及び退避時の操作状況の報告をさせるものとする。
- (6) 中深川観測所水位が4.39メートルを下回り、操作が安全に行える状態になったと判断した場合には、操作員の退避指示を解除するものとする。また、操作員は操作室への復帰後、操作記録簿に必要事項を記入し、事務所長に復帰を連絡するものとする。操作員は、現場状況により退避施設からの移動が困難な場合、または操作が困難な場合は、事務所長に連絡するものとする。
- (7) その他、機場等の管理上必要な措置をとること。

(機場等警戒体制の解除)

第7条 事務所長は、外水位が1.18メートル以下に低下し、再び上昇するおそれなくなったとき、又は当該水位に至ることがなく、さらに上昇するおそれなくなったときは、機場等警戒体制を解除するものとする。

第3章 機場等の操作の方法等

(洪水時における機場等の操作方法)

第8条 事務所長は、外水位が1.18メートル以上であるときは、外水位と内水位の差による本川から支川への逆流を防止するため、次の各号に定めるところにより、機場等を操作するものとする。

- (1) 本川から支川への逆流が始まるまでの間においては、水門のゲートを全開しておく

こと。

- (2) 本川から支川への逆流が始まったときは、水門のゲートを全閉すること。
- (3) 水門のゲートを全閉している場合において、内水位が外水位より高くなったときは、水門のゲートを全開にすること。ただし、再び本川から支川への逆流が始まったときは、前号により操作すること。
- (4) 水門のゲートを全閉している場合において、内水位が1.88メートルに達し、内水被害が発生するおそれがあるときは、機場のポンプの運転を行い、内水を本川に排水すること。
- (5) 機場のポンプを運転している場合において、本川下流において甚大な被害が発生したとき又はそのおそれがあるとき、若しくは外水位が4.45メートルを超え、更に上昇するおそれがあるときは、機場のポンプの運転を停止すること。
- (6) 前号の規定により機場のポンプの運転を停止している場合において、外水位が4.45メートル以下となったときは、機場のポンプの運転を開始すること。
- (7) 第4号及び前号の規定により機場のポンプを運転している場合において、外水位が1.18メートル未満となり、内水被害のおそれがなくなったときは、機場のポンプを停止すること。

2 事務所長は、水門を操作する場合においては、外水位と内水位が急激に変動しないようにするものとする。

3 第6条(4)により機側操作員が退避する際は、ゲートを全閉するものとする。

(平常時における操作の方法)

第9条 事務所長は、外水位が1.18メートル未満のときは、水門のゲートを全開し、機場のポンプを停止しておくものとする。

(操作方法の特例)

第10条 事務所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前第6条(4)～(6)・第8条・第9条に規定する方法以外の方法により機場等を操作することができるものとする。

(操作等の通知)

第11条 事務所長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するものと

する。

(操作に関する記録)

第12条 事務所長は、機場等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日並びに時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 機場等の操作の内容
- (4) 第10条に該当するときは、操作の理由
- (5) 前条の通知の状況
- (6) その他参考となるべき事項

第4章 雑 則

(点検及び整備)

第13条 事務所長は、機場等を操作するために必要な機械、器具等については、別に定める点検整備要領により点検及び整備を行い、これを常に良好な状態に保つものとする。

(観 測)

第14条 事務所長は、機場等警戒体制に入った場合は、外水位及び内水位、その他機場等を操作するため必要な事項の観測を行うものとする。

(記録の保存)

第15条 事務所長は、機場等の操作及び観測に関する記録を整備し、これを保存するものとする。

(事務所長への委任等)

第16条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な細則は事務所長が定める。

- 2 事務所長は、前項の事項を定めたときは、これを局長に報告するものとする。変更したときも同様とする。

附 則

1. 本操作要領は、令和5年4月1日から適用する。
2. 現行の操作要領は、令和5年3月31日をもって廃止する。
3. 中国地方整備局長と広島市長は別途協定を締結するものとし、事務所長は、機場等の操作の一部を広島市長に委託するものとする。

水門及び排水機場の諸元

項目 \ 諸元	水 門	排 水 機 場
1. 名 称	奥迫川水門	奥迫川排水機場
2. 所 在	広島市安佐北区深川五丁目地先	
3. 規 模	電動ラック式スライダゲート 2.500m×2.500m×2門 (純径間 有効高 門)	コラム形立軸斜流水中モーターポンプ 口径φ700mm 1.0m ³ /s × 2台
4. 吐 出 の 敷 高	T.P.+17.32m	吸水口敷高 T.P.+16.40m
5. 量 水 標 の 零 点 高	堤外 T.P.+17.32m 堤内 T.P.+17.32m	堤外 T.P.+17.32m 堤内 T.P.+17.32m
6. 背 後 地 の 状 況	住宅地	

太田川水系三篠川 奥迫川水門及び奥迫川排水機場 操作実施細則

(通 則)

第1条 太田川水系太田川 奥迫川水門（以下「水門」という。）及び奥迫川排水機場（以下「機場」という。）の操作は、太田川水系三篠川 奥迫川水門及び奥迫川排水機場 操作要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

(洪水時における機場の操作方法)

第2条 要領第9条に規定する機場の操作は、水門のゲートが全閉している場合において、内水位が1.88メートル以上となり、さらに水位上昇が見込まれる場合は、適正に順次稼働させ排水を行うものとする。

(操作等の通知等)

第3条 要領第11条に規定する通知、その他水門及び機場（以下「機場等」という。）の操作に関する通知並びに報告等は、別記連絡系統図により行うものとする。

(操作に関する記録)

第4条 要領第12条に規定する記録は、樋門については様式-1に、機場については様式-3に記載するものとする。

(観 測)

第5条 要領第14条に規定する観測の記録は、水門については様式-2に、機場については様式-4に記載するものとする。

(機場等警戒体制の実施)

第6条 要領第5条第1号に規定する外水位のほか、中深川水位観測所の水位が1.00メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、直ちに機場等警戒体制にはいあるものとする。

附 則

1. この細則は、令和5年4月1日から適用する。
2. 現行の細則は、令和5年3月31日をもって廃止する。

太田川水系三篠川 奥迫川水門及び奥迫川排水機場 点検整備要領

(目 的)

第1条 この要領は、排水設備を常に良好な状態に保つよう必要な機械、器具等について点検整備を行うことを目的とする。

(点検整備)

第2条 この点検整備要領に基づく点検整備は、年点検、月点検、運転時点検及び臨時点検とする。

1. 年点検は、出水期前に1回行うものとする。
2. 月点検は、6月から10月までの期間については、月2回、その他の期間においては、月1回行うものとする。
3. 運転時点検は、操作要領第6条第1項(2)に定める点検整備で、警戒体制による出動の都度行うものとする。
4. 臨時点検は、排水機場の周囲に偶発的な異常現象が起これ、設備の異常が予想される場合に行うものとする。
5. 年点検の実施にあたっては、「河川砂防技術基準（維持管理編）」によるほか、それに関連する最新基準に準拠して実施するものとする。月点検の実施項目は、本要領によるものとする。

(点検整備の内容)

第3条 点検整備の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 発動発電機
- (2) エンジン
- (3) 歯車減速機
- (4) ポンプ
- (5) 除塵機
- (6) 電気設備
- (7) 水門
- (8) その他

(点検整備の記録)

第4条 太田川河川事務所長（以下「事務所長」という。）は、月点検整備を行ったときは、様式－5、様式－6にその結果を記載するものとする。

(修繕等の措置)

第5条 事務所長は、点検整備を行った結果、施設に異常が認められたもの、又は修繕を要するものについては、直ちに修繕等の措置をとるものとする。

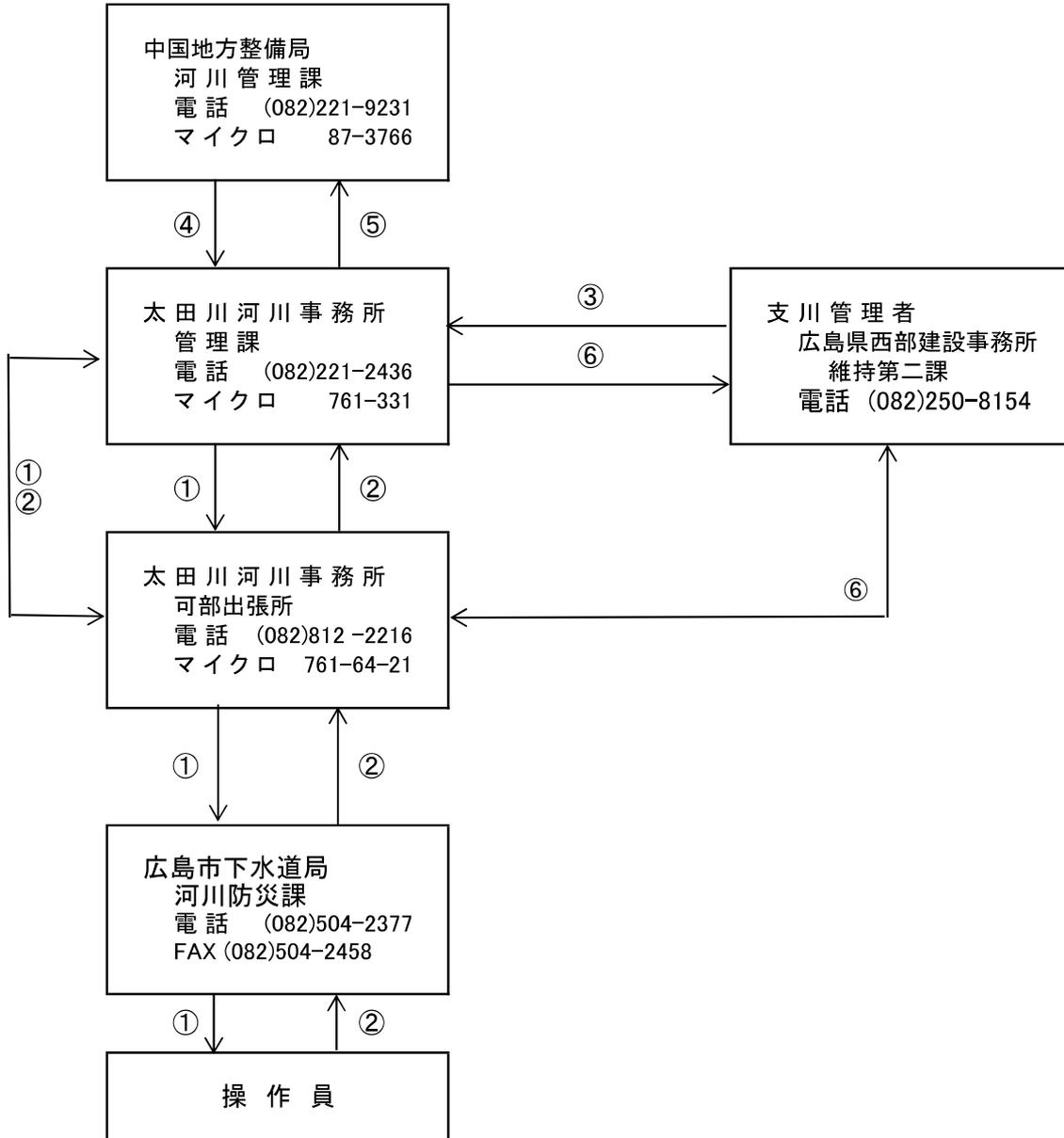
(記録の保存)

第6条 事務所長は、点検整備の記録を整備し、これを保存するものとする。

附 則

1. この要領は、令和5年4月1日から適用する。
2. 現行の要領は、令和5年3月31日をもって廃止する。

(奥迫川排水機場)



通知等の内容は下記の通りとする。

- ① 待機出動の指示及び操作状況の問い合わせ、その他必要事項の指示。
- ② ゲート開閉の報告、事故、その他必要な事項の通知及び問い合わせ。
- ③ 支川管理者の判断による必要な事項の問い合わせ。
- ④ 本局の判断による必要な事項の問い合わせ。
- ⑤ 本局の問い合わせに対する報告及び事故等の報告。
- ⑥ 相互の判断による必要事項の問い合わせ。

操作記録簿

(操作員記入)

出張所長確認	印
--------	---

広島市確認	印
-------	---

受注者確認	印
-------	---

令和 年 月 日 提出

樋門(管)名	奥迫川水門	操作員名	印	
操作年月日	令和 年 月 日～ 月 日	副操作員名	印	
時刻	連絡指示等	量水標の水位		備考
時分		外水位 m	内水位 m	
点検整備(操作前)の状況 【操作前点検】 操作前に確認を行い□にチェックして下さい。 <input type="checkbox"/> ランプ点灯異常なし <input type="checkbox"/> ゲート開閉操作異常なし <input type="checkbox"/> 電源ブレーカーがONである 【現場での実施内容】 <input type="checkbox"/> 少量のゴミ撤去 <input type="checkbox"/> その他() 【その他】	(操作の理由等)	その他の特記事項 最高水位 外水位 m 内水位 m		

水位記録簿 (操作員記入用)

出張所長確認 印

広島市確認 印

受注者確認 印

樋門(管)名		奥迫川水門			操作員名		印	
操作年月日		令和 年 月 日 ~ 月 日			副操作員名		印	
時刻	外水位(吐口側) m	内水位(呑口) m	時刻	外水位(吐口側) m	内水位(呑口) m	備考		
0:00			12:00					
:30			:30					
1:00			13:00					
:30			:30					
2:00			14:00					
:30			:30					
3:00			15:00					
:30			:30					
4:00			16:00					
:30			:30					
5:00			17:00					
:30			:30					
6:00			18:00					
:30			:30					
7:00			19:00					
:30			:30					
8:00			20:00					
:30			:30					
9:00			21:00					
:30			:30					
10:00			22:00					
:30			:30					
11:00			23:00					
:30			:30					

奥迫川排水機場施設業務日誌

出張所長確認 印

広島市確認 印

受注者確認 印

令和 年 月 日

操作等 年月日	令和 年 月 日～ 月 日	担当者氏名	印
準備体制 発令解除 日時	年 月 日 時 分 発令 年 月 日 時 分 解除	警戒体制 発令解除 日時	年 月 日 時 分 発令 年 月 日 時 分 解除
連絡通報事項等			
日時分	担当者名	相手方氏名等	連絡通報内容等

様式-4

奥迫川排水機場運転日報

(操作員記入)

出張所長確認 印

広島市確認 印

受注者確認 印

令和 年 月 日 提出

運転責任者：

機場名：奥迫川排水機場

令和 年 月 日 (天候)

記録者：

燃料使用量		L	給油量		L	タンク残量 運転前										L	運転後				L	総運転排水量				
潤滑油使用量		計	L	主エンジン		L	減速機										L	その他				L	m ³			
時刻 (時)		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23																							計	アワメータ等の読み (運転終了時)
水位	内水位 (m)																									
	外水位 (m)																									
運転操作	主ポンプ	NO.1																								
		NO.2																								
	発動発電機																									
	ゲート (開閉)																									

出張所長確認 印

水門点検表(動力)

広島市確認 印

受注者確認 印

令和 年 月 日 (提出)

樋門等名	奥迫川水門	令和 年 月 日 (点検)	操作員氏名 印	
名 称	項 目	内 容	判定 (良であれば○を記す。)	
			良	不良の場合の内容
扉体・戸当	各部の清掃	清 掃		
	各部の損傷	目視点検		
	水密部の損傷	〃		
捲 上 機	各部の清掃	清 掃		
	手動及び動力の切換	作動点検		
	開度指示確認	目視点検		
	リミットスイッチの作動確認	作動点検		
	ゲート開閉状況	作動点検		
	潤滑油又はグリースの給油等	給油及びグリース塗布		
電 動 機	運転状況	作動点検		
	振動及び異常音	甚だしい振動及び異常音		
その他	管理橋	清 掃		
	階 段	〃		
	量水標	〃		
	本体の損傷	目視点検		
	取付護岸の損傷	〃		
	水門等内の堆積土砂等	少量のものは撤去 (大量であれば連絡)		
	付近上下流のゴミ等	軽易なゴミ等の除去整備		
記 事	(上記以外で特に操作に支障となる事項があれば記す。)			
処 置 広島市記入				

〔(注) 該当しない項目は/で抹消すること。〕

奥迫川排水機場点検表(月分)

点検実施日: 年 月 日()

点検指示事項		
X 交換	C 清掃	W 分解
E 目視	A 調整	M 測定
T 増締	H 指触	S 聴覚
D 動作確認		

良否の判定	
○ 良好	
△ 要調査	
x 異常	

出張所長確認 印

広島市確認 印

受注者確認 印

- ※ ()印は管理運転時に点検を行うものとする。
- ※ Eには取付いている計器の読みを含むものとする。
- ※ Mは原則として測定器を持ち込んで計測する場合があります

点検者: _____

設備名	装置区分	点検項目	点検内容	月点検		特記事項
				出水期判定	非出水期判定	
主ポンプ	吸込水槽	吸込水槽	水位	E	E	
		本体	水位	(H)	(H)	操作可能水位以上で点検
	計器	コラムパイプ	振動	(E)	(E)	操作可能水位以上で点検
		圧力計	指示状況	E	E	
	その他	全般	音	(S)	(S)	操作可能水位以上で点検
吐出弁	電動式弁	減速機機構	音	(S)	(S)	ポンプ停止時に動作確認
		開度計	作動	(E)	(E)	ポンプ停止時に動作確認
		リミットスイッチ	作動	(E)	(E)	ポンプ停止時に動作確認
		電動機本体	温度	(H)	(H)	ポンプ停止時に動作確認
電源設備	発電機	全般	運転状況	(D)	(D)	
			音	(S)	(S)	
			本体の変形・錆の有無	E	E	
			塵埃、油等の付着の有無	E	E	
系統機器設備	燃料小出槽	本体	漏れ	E	E	
		油量	E	E		
監視操作制御装置	ポンプ機側操作盤	油面計	指示状況	E	E	
		盤面	発錆、汚損	E	E	
			扉の開閉、施錠	H	H	
		盤内	汚損、異物	E	E	
			シーケンスチェック	D	D	
		操作スイッチ	動作確認	(H)	(H)	
			取付状態、汚損	E	E	
		指示計	動作確認(零点及び指示)	E	E	
		表示器・表示灯	点灯状態	(E)	(E)	
			取付状態、汚損	E	E	
運転時間計	指示状態	E	E			
除塵設備	スクリーン	スクリーン	腐食	E	E	
			変形	E	E	
	除塵機	減速機	潤滑油量	E	E	
			油漏れ	(E)	(E)	
			軸受温度	(H)	(H)	
			振動	(H)	(H)	
			フレーム温度	(H)	(H)	
		電動機	軸受温度	(H)	(H)	
			振動	(H)	(H)	
			電流値	(E)	(E)	
			運転音	(S)	(S)	
			伝導用チェーン・スプロケット	給油	E	E
	チェーン及びローラ	レーキ	変形	E	E	
			動作状況	E	E	
	近接スイッチ	給油装置	摩耗	E	E	
			作動	(E)	(E)	
	その他		グリース	E	E	
			作動	(E)	(E)	
漏れ			(E)	(E)		
除塵設備	操作制御施設	機側操作盤	総合作動確認	(D)	(D)	
			単独の作動確認	(D)	(D)	
			動作表示の確認	(E)	(E)	
			故障表示の確認	E	E	
			タイマの動作確認	E	E	

奥迫川排水機場 その他業務に関する要領

(目 的)

第1条 この要領は、奥迫川水門及び奥迫川排水機場を常に良好な状態に保つよう建物内外部清掃等その他の業務を行うことを目的とする。

(建物内部の清掃)

第2条 床面等はほうき等で除塵し水拭き（汚れの程度に応じてきれいに洗いモップまたは雑巾にて拭く）を点検ごとに行う。（年間12回）

(建物外部の清掃)

第3条 建物外部のゴミを拾い集め、集積を月1回ごとに行う。（年間12回）

(その他)

第4条 業務場所から発生する塵芥等については、受注者の負担により適正に処分すること。

附 則

1. この要領は、令和4年4月1日から適用する。

位置図



業 務 名：奥迫川排水機場運転保守管理業務（単価契約）

履行場所：安佐北区深川五丁目

積算参考資料

（注）（この資料は、入札参加者の的確な見積りに資するために、発注者が用いた積算資料を参考として提示するもので、請負契約上拘束力を生じるものではなく、誤謬または契約後の条件変化による場合を除き、契約上の変更対象となりません。）

広島市下水道局河川防災課

積算参考資料

(この資料は、入札参加者の的確な見積りに資するために、発注者が用いた積算資料を参考として提示するもので、委託契約上拘束力を生じるものではなく、誤謬または契約後の条件変化による場合を除き、契約上の変更対象となりません。)

提示項目	提示事項
積算基準関係	本業務は、「下水道施設維持管理積算要領-処理場・ポンプ場施設編-2020年版」に基づき、積算している。
操作関係	運転操作監視（2号～5号工種）に係る操作員は、1時間当たり3人を見込んでいる。
その他	令和7年3月単価を適用している。 契約書に添付しない代価表等については別紙のとおり。

経費込み単価

	工種・名称	種別	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
	合計							
	消費税相当額			式	1			10%
	設計金額							

経費抜き単価

工種・名称	種別	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
直接業務費							
直接経費							
技術経費							
間接業務費							
業務原価計							
諸経費							
業務価格							
合計							
諸経费率							

